

熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱

制定 令和 2年 7月 2日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における歴史的建築物の保存及び活用を図ることを目的として、熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「条例」）という。）に基づき、保存活用計画を策定する対象建築物の所有者に対して交付する熊本市歴史的建築物の保存活用計画策定に係る助成金（以下「助成金」という。）について、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(助成対象建築物)

第3条 助成金の交付の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に存する建築物であること（ただし、本市の区域外に存する建築物を本市の区域内に移築する場合はこの限りでない。）。
- (2) 条例第2条第1項第1号で規定する対象建築物であること。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共的団体が所有するもの以外のものであること。

(保存活用計画の要件)

第4条 保存活用計画は、建築士法第23条の3第1項の規定により登録を受けている一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士が策定するものでなければならないこととする。

2 保存活用計画は、条例第3条第1項の規定による保存建築物として登録を受けるために必要な内容を満たしていること。

(助成対象費用)

第5条 助成金の交付の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、条例第3条第2項に規定する保存活用計画の策定（以下「助成事業」という。）に要する費用とする。ただし、国、地方公共団体その他の公共的団体から建築物の保存活用計画の策定に含まれる業務と同種類以上の業務（耐震診断、耐震改修工事の設計等）に対して助成金等を受けている場合は、保存活用計画の策定のうち当該同種類以上の業務を除いた部分に要する費用とする。

(助成金額)

第6条 助成金の額は、助成対象費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1、000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

3 前各項の規定に関わらず、助成金の額の上限は200万円とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者（助成対象建築物の所有者に限る。以下「申請者」という。）

は、歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 第3条各号に該当することを証する書面
- (2) 申請者が助成対象建築物の所有者であることを証する書面
- (3) 申請者以外に助成対象建築物が存する敷地（保存活用計画において、助成対象建築物を移築することとされている場合にあつては、移築された当該助成建築物が存する敷地）について所有権又は借地権を有する者がある場合は、助成事業及び策定しようとする保存活用計画の概要に関するこれらの者の同意書
- (4) 申請者以外に助成対象建築物について所有権を有する者がある場合は、助成事業及び作成しようとする保存活用計画の概要に関するこれらの者の同意書
- (5) 付近見取図、現状配置図及び現状平面図等、助成対象建築物の現状を示す図書
- (6) 保存活用計画の概要を確認できる図書
- (7) 助成事業に要する費用の見積書
- (8) その他市長が必要と認める図書

(助成金の交付の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を審査し、助成金の交付の決定をしたときは、歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金の交付を決定しなかったときは、その旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、助成の目的を達するために、必要な条件を付すことができる。

(申請事項の変更及び中止)

第9条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、助成事業を変更し、又は中止しようとするときは、歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添え、市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(交付決定の変更等)

第10条 市長は、前条の申請に基づき交付の決定を変更したときは歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付変更通知書（様式第4号）により、又は交付の決定を取り消したときは歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付取消通知書（様式第5号）により、当該交付対象者にそれぞれ通知するものとする。

(完了報告)

第11条 交付対象者は、助成事業完了後30日以内に、歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成事業完了届出書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて完了の報告をし、当該報告に係る助成事業の内容について市長の審査を受けなければならないこととする。

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則第5条の規定による図書

- (1) 助成事業に係る契約書の写し
- (2) 助成事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める図書

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による審査の結果、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金確定額通知書（様式第7号）により、交付対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付対象者は、歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金請求書（様式第8号）により、助成金の請求をするものとする。

(助成金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けた者は、支払った計画策定費等の領収書の写しを市長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消された部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金交付の決定の内容若しくは当該決定の条件又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 条例第3条第2項の規定による申請に使用しなかったとき。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付申請書

熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。			
年 月 日			
(宛先) 熊本市長			
申請者 住所氏名 印 電話 ()			
(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)			
1 助成対象建築物の概要	名 称		
	所 在 地	熊本市	
	構 造 ・ 階 数	造 (一部 造) 地上 () 階建て	
	建 築 年	(□明治 □大正 □昭和) 年	
	建 物 の 形 態	□一戸建ての住宅 □長屋 (戸) □その他 ()	
	用 途 (複 数 可)	□一戸建ての住宅 □兼用住宅 (住宅以外の部分:) □共同住宅 □寄宿舍 □ホテル・旅館 □飲食店 □物販店舗 □事務所 □その他 ()	
	敷 地 面 積	m ²	延 べ 面 積 m ²
	条例第2条第1項第1号該当項目	□ア □イ □ウ □エ □オ 注1) 熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例をご参照ください 注2) ア～オのいずれかに該当することが分かる書面を添付してください。	
2 関係権利者の同意	複数の者で共有する敷地である □はい	⇒ 全員の同意を得ている □はい	
	複数の者で共有する建築物である □はい	⇒ 全員の同意を得ている □はい	
3 助成対象費用	¥ _____ 円		
4 助成申請額	¥ _____ 円 注1) 助成対象費用の1/2 (ただし、上限200万円とする。) 注2) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額		

(裏面に続く)

5 策定しようとする 保存活用計画 の 概 要	工 事 種 別 (複 数 可)	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 修繕・模様替
	計 画 概 要	
6 保存活用計画 の 策 定 者	氏 名	
	建 築 士 の 資 格	() 建築士 () 登録第 () 号
	建 築 士 事 務 所 名	() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号
	建 築 士 事 務 所 の 所 在 地	電話 ()
7 保存活用計画の策定 に要する期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

添付書類一覧(番号順に添付してください) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。	
(1) 要綱第3条第1号及び2号に適合することを証する書面	☐ 添付
(2) 申請者が助成対象建築物の所有者であることを証する書面	☐ 添付
(3) 要綱第7条第1項第3号及び4号に係る同意書(該当する場合のみ)	☐ 添付
(4) 付近見取図、現状配置図及び現状平面図等	☐ 添付
(5) 保存活用計画の概要が確認できる図書	☐ 添付
(6) 助成事業に要する費用の見積書	☐ 添付
(7) その他市長が必要と認める図書(該当する場合のみ)	☐ 添付

※ 申請を代理人に委任する場合は、以下についても記入してください。

☐ 私は、下記の者を代理人と定め、熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金の申請に係る下記の一切の権限を委任します。	
記	
(申請者名)	氏 名 _____
(代理人)	住 所 _____
	氏 名 _____ ㊟ (朱肉による印に限る。)
	電 話 _____
(委任事項)	・ 助成金の交付申請 ・ 助成事業の内容変更, 中止の申請 ・ 助成事業の実績報告 ・ 助成金の請求
以上	

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付決定通知書

指令 () 第 号
年 月 日

住所
申請者 氏名 様

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のあった歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金について、熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 名 称	
2 所 在 地	熊本市
3 助 成 対 象 費 用	
4 助 成 額	
5 助 成 事 業 の 期 間	
5 条 件	1 助成金は、助成事業完了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付すること。 2 交付の条件は、次のとおりとする。 (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 (2) 助成事業を中止するときは、市長の承認を受けなければならない。 (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。 (4) 助成事業完了後速やかに助成事業完了届出書及び決算書等を市長に提出しなければならない。 3 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が助成を不適当と認めたときは、助成を取り消し、又は助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。 4 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査をすることがある。 5 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を求めることがある。

様式第3号（第9条関係）

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成事業変更（中止）承認申請書

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成事業 変更中止 申請について 年 月 日付指令（ ）第 号で交付決定通知のあった歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成事業の内容について、次のとおり計画変更（中止）したいので承認願います。 年 月 日 （宛先） 熊本市長 住 所 申請者 氏 名 電 話 （ ） 印 （法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）	
1 名 称	
2 所 在 地	熊本市
3 計 画 変 更 後 の 内 容	
4 計 画 変 更 （中止）の理由	
* 添 付 書 類	・歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付決定通知書（様式第2号）の写し ・変更に係る書類等 ・変更後の見積書の写し

様式第4号（第10条関係）

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付変更通知書

指令（ ）第 号
年 月 日

住所
申請者 氏名 様

熊本市長 印

年 月 日付指令（ ）第 号で交付決定（変更）通知を行った歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金について、熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり変更したので通知します。

記

1 名 称	
2 所 在 地	熊本市
3 助 成 対 象 費 用	
4 助 成 額	当初助成額 ￥_____円
	変更後助成額 ￥_____円
5 助 成 事 業 の 期 間	
6 変 更 の 理 由	

様式第5号 (第10条関係)

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付取消通知書

指令 () 第 号
年 月 日

住所
申請者 氏名 様

熊本市長 印

年 月 日付指令（ ）第 号で交付決定（変更）通知を行った歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金について、熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 名 称	
2 所 在 地	熊本市
3 取 消 の 理 由	

様式第6号（第11条関係）

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成対象事業完了届

保存活用計画の策定が完了しましたので、熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱第11条第1項の規定により、届け出ます。	
年 月 日	
(宛先) 熊本市長	
住所 申請者 氏 名 印 電 話 ()	
(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)	
1 名 称	
2 所 在 地	熊本市
3 助 成 対 象 費 用	¥ _____ 円
4 助 成 申 請 額	¥ _____ 円
5 助成事業の実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

添 付 書 類 (番号順に添付してください)	添付した書類に チェック☑
(1) 条例施行規則第5条の規定による図書	☐ 添付
(2) 助成事業に係る契約書の写し	☐ 添付
(3) 助成事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し	☐ 添付
(4) その他市長が必要と認める図書（該当する場合のみ）	☐ 添付

様式第7号 (第12条関係)

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金確定額通知書

指令 () 第 号
年 月 日

住所
申請者 氏名 様

熊本市長 印

年 月 日付指令（ ）第 号で通知した歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金について、
熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付金額を確定
したので通知します。

記

1 名 称	
2 所 在 地	熊本市
3 交 付 額	¥_____円

様式第8号（第13条関係）

歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金請求書

熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱第13条第1項の規定により、次の金額を請求します。	
年 月 日	
(宛先) 熊本市長	
申請者 住所 氏名 印 電話 ()	
(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)	
1 名称	
2 所在地	熊本市
3 請求額	¥ _____ 円
4 振込先口座名	金融機関名 _____ _____ 預金種類 (普通・当座・その他) 口座番号 _____ _____ 口座名義人 _____ _____
* 添付書類	歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金確定額通知書 (様式第7号) の写し